

2020年11月25日

株主の皆様へ

静岡市駿河区豊田三丁目6番36号
株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス
代表取締役社長 浅山 雄彦

第40期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、2020年11月25日開催の当社第40期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第40期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第40期（2019年9月1日から2020年8月31日まで）計算書類報告の件

本件は上記内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

本件は原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株につき10円と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は原案のとおり承認可決されました。変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変 更 前	変 更 後
第1章 総則	第1章 総則
(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、15名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期満了すべき時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15名以内とする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>2 取締役会は、その決議により、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、</u>取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、<u>当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
(新 設)	(業務執行の決定の取締役への委任)
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第25条 当社は、<u>会社法第399条の13 第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務の執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>第25条 (報酬等)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第27条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、<u>会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p align="center">(削 除)</p>
<p>(員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第28条 当社の監査役は、3名以内とする。</p>	
<p>(選任方法)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第29条 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p>	
<p>(任期)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p>2 <u>任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(監査役会の招集通知)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(監査役会規則)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第33条 <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	
<p>(監査役の報酬等)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	

変 更 前	変 更 後
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第36条～第38条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> <p>(新 設) (新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第32条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第40期定時株主総会終結前に任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
本件は原案のとおり、浅山雄彦、松永康裕、福地重範、吉田勝彦、海野直也、笹原俊二の6氏が選任され、就任いたしました。
- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
本件は原案のとおり、海野浩、齋藤安彦、高橋正樹の3氏が選任され、就任いたしました。
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
本件は原案のとおり、承認可決されました。
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
本件は原案のとおり、承認可決されました。
- 第7号議案** ストックオプションとして新株予約権を発行する件
本件は原案のとおり、承認可決されました。
- 第8号議案** 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
本件は原案のとおり、承認可決されました。

以 上

期末配当金のお支払いについて

第40期期末配当金につきましては、同封の「第40期期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局において、払い渡しの期間（2020年11月26日から2020年12月30日まで）内にお受け取りください。

なお、配当金振込先のご指定のありました方には、「第40期期末配当金計算書」および「配当金振込先ご確認のご案内」をご送付申し上げましたので、ご確認ください。